

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために</p> <p>① 担税能力のない18歳以下(高校卒)の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象から外してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>子どもに係る賦課方式の変更や、新たな減免措置を行った場合、その財源は保険税に求めることとなり、他の国民健康保険加入者の税負担にも大きく影響を及ぼすこととなります。</p> <p>子どもに係る均等割額の軽減につきましては、全国市長会及び中核市市長会を通じて、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、軽減制度を拡充することを国に要請しておりますことから、その動向を注視してまいります。</p>	

## 「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>1. 安心して医療を受けられるために</p> <p>② 国民健康保険法第 44 条による一部負担金の減免については国が認めた生活保護基準以下の「恒常的低所得者」を減免対象にすることを徹底してください。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>医療機関で支払う一部負担金は、国民健康保険法第 44 条の規定により、事業の休廃止や失業による収入の著しい減少、震災・風水害などの災害により重大な損害を受けるなど、特別な理由により医療機関での一部負担金を支払うことが困難になった場合において、免除、減額及び徴収猶予することができるかとされております。</p> <p>本制度は一時的に生活が著しく困難になった場合の救済を目的とした制度でありますことから、前述したような特別な理由に該当しない場合の減免は難しいものと考えております。</p> <p>なお、申請・相談の際には、詳しい事情をお聴きし、世帯の実情を総合的に考慮しながら、適切に適用してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために</p> <p>③ コロナ禍における厚労省通達を踏まえ、国保税の減免（国保 77 条）制度の周知の徹底と申請手続きの簡素化を行ってください。</p> <p>また国の示した 3 割減収基準以下の方々にも減免できる貴自治体の単独事業を創設してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>国民健康保険税の減免につきましては、地方税法により、青森市市税条例において規定されております。国民健康保険制度が負担と給付の公平性の観点により、加入者全ての方に応分の負担を求めていますことから、国民健康保険税の減免の適用においては、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められる場合に限り行うべきであり、減免制度の拡充等については考えておりません。</p> <p>なお、国民健康保険税の減免の手続きにつきましては、国民健康保険税納税通知書発送時に同封する「国民健康保険税の減免について」に内容を記載するとともに、青森市ホームページ及び広報あおもりにてお知らせしてきたところであり、申請者が直接来庁しなくても済むよう、青森市ホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送で申請していただく方法も行っているところです。</p>	

## 「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために</p> <p>④ すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。生活困窮で滞納世帯に陥った場合でも資格証明書や短期保険証は発行しないでください。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>国民健康保険被保険者資格証明書の交付につきましては、国民健康保険法第9条第3項並びに同条第6項の規定に基づくものであり、その趣旨は、資格証明書交付事務を通じて、できるだけ被保険者との接触の機会を確保し、国保税の納付相談に努めることを目的としています。</p> <p>短期保険証、資格証明書の交付にあたり、本市におきましては、文書や電話による催告はもとより、夜間納付相談の開設、休日や夜間の電話による納付相談、臨戸訪問など、数多くの接触する機会を設け、収入状況や生活状況等の実態把握に努めております。</p> <p>国民健康保険法施行令第1条の規定に定められているように、世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したために医療を必要とするなど特別な事情がある方のほか、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費助成対象世帯、国保税の法定軽減適用世帯、減免承認世帯に対しても特別な事情に類する事由として加え、交付の対象としておりません。</p> <p>国保税は、国保事業に要する費用に充てるための目的税であることを鑑み、短期保険証、資格証明書の発行につきましては、機械的な運用を行うことなく、滞納している方との接触する機会を確保し、特別な事情の有無の把握に努めるなど、適正に運用してまいりたいと考えております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部納税支援課
要望項目	<p>1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために</p> <p>⑤ 滞納を理由に催促状や資産の差し押さえはやめてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>市税の徴収については、税負担の公平の原則に基づき、厳正に行わなければならないため、地方税法の規定に基づき、納税者が納期限までに市税を完納しない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発し、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに納付しないときは、滞納者の財産を差押えしなければならないとされています。</p> <p>こうしたなかで、本市では納税相談及び電話催告により、可能な限り本人との接触を図り、滞納理由及び生活状況等を把握し、徴収の猶予、換価の猶予、分割納付の適用や、減免及び軽減の申請指導を行い、財産を差押えすることなく自主的に納付していただくよう対応しているところであり、財産調査等の結果、無財産・生活困窮により納付困難であることが明らかな場合は、滞納処分の執行停止を行っております。</p> <p>その上で、十分な資力や財産があるにもかかわらず、催告に応じない方に対しては、地方税法の規定に基づき差押えを行っているところであります。</p> <p>また、令和4年度においても、令和2年度と3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響により納付が困難となった方へ、猶予制度や減免等の申請指導を行っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために</p> <p>◎ 所得に応じて無理なく支払える国保保険料（税）にしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>国民健康保険事業は、国・県支出金と国から示される繰出基準に基づく一般会計繰入金及び国民健康保険税で賄うことを基本原則としていることから、歳出の太宗を占める医療費の動向により、国保事業運営は大きく影響をうけることとなります。</p> <p>本市の場合、国保加入者に多くの高齢者や低所得者を抱えるといった構造的な要因に加えて、加入者数の減少の影響から、国保税収入は減少している一方、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、加入者1人当たりの医療費は年々増加傾向にあることから、現状では国保税を引き下げる環境にはないものと考えております。</p> <p>このような状況において、国においては、国保制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成30年度から毎年約3,400億円（低所得者支援の強化に1,700億円（2015年度から実施）、財政基盤の強化に1,700億円）の財政支援の拡充を行っており、また、本市の一般会計は国民健康保険事業特別会計へ低所得者を支援するため、国から示される繰出基準に基づき、保険基盤安定負担金等の繰出しを行っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	介護保険課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>① 2015年度から2020年度までの介護特別会計決算書(財政調整基金を含む)のご提供をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>2015年度から2020年度までの「介護保険事業特別会計歳入歳出決算書」及び「介護保険事業特別会計歳入歳出決算付属書」については、本市ホームページに掲載しているため、下記URLの各リンク先をご覧ください。</p> <p>なお、紙面に印刷したものについては、後日開催予定の懇談会において、一部お渡しします。ご不明な点等がございましたら、お問合せください。</p> <p>URL</p> <p>「<a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/shiseijouhou/matidukuri/gyouseiunei/kessan/index.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/shiseijouhou/matidukuri/gyouseiunei/kessan/index.html</a>」</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	介護保険課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>② 1号被保険者の介護保険料を引下げてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>介護保険制度は、介護が必要な方やその家族をみんなで支え合うという「国民の共同連帯」の理念に基づき創設された制度であり、40歳以上の方が被保険者となり制度を支えています。</p> <p>介護保険事業の財源については、公費軽減及びサービス利用時の利用者負担を除いて、国、県、市が合わせて50%を負担し、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上64歳までの第2号被保険者が合わせて50%を介護保険料として負担していただいております。</p> <p>第1号被保険者の介護保険料については、3年ごとに見直され、各市町村のサービス費用見込額等をもとに国の算定方法により算定された保険料基準額に基づき、本人及び世帯の所得状況に応じた負担をしていただくこととなっております。</p> <p>令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料については、介護保険給付費準備基金を活用することにより、保険料基準額を第7期計画と同額に据え置いたところです。</p> <p>令和4年度の低所得者の介護保険料の軽減については、市民税非課税世帯の第1段階から第3段階までの保険料年額を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階は、4万円から2万4,000円に</li> <li>○第2段階は、5万2,000円から4万円に</li> <li>○第3段階は、6万100円から5万6,100円に</li> </ul> <p>軽減しております。</p>	



「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	介護保険課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>④ 特別養護老人ホームの建設と施設整備に努めてください。また小規模多機能施設などや在宅サービスの基盤整備を行ってください。</p>
<p>【回答】</p> <p>施設整備につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養） 4施設</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 3施設</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護 2施設</li> <li>○小規模多機能型居宅介護 3事業所</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護 1事業所</li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所</li> </ul> <p>の整備を進めることとしており、令和3年度は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護1事業者、看護小規模多機能型居宅介護1事業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業者が選定されております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	高齢者支援課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>⑤ 高齢者の身体機能向上は生活上不可欠の要素ですが貴自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>市では、青森市総合計画前期基本計画を着実に推進し、高齢者福祉の充実を図るため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画を策定。</p> <p>〔計画の概要〕</p> <p>◎基本理念 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちの実現</p> <p>○基本方向1 介護予防・生きがいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1 <u>介護予防・重度化防止の推進</u> ※重点事項</li> <li>・施策2 生きがいづくりの推進</li> </ul> <p>〔主な取組〕 フレイル予防の推進、多様なつどいの場の提供、自立支援・重度化防止の推進など</p> <p>○基本方向2 地域包括ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・施策2 <u>認知症施策の推進</u> ※重点事項</li> <li>・施策3 <u>地域包括支援センターの機能の充実</u> ※重点事項</li> <li>・施策4 見守り・支え合いの推進</li> <li>・施策5 住まいの充実</li> <li>・施策6 安全・安心な暮らしの確保</li> </ul> <p>〔主な取組〕 認知症の方への支援体制の強化、認知症予防の推進、地域ケア会議の推進など</p> <p>○基本方向3 尊厳が守られる暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1 成年後見制度の利用促進</li> <li>・施策2 虐待防止対策の強化</li> </ul> <p>〔主な取組〕 高齢者虐待の早期発見・早期対応など</p>	

○基本方向4 適正な介護サービスの提供

- ・施策1 介護サービスの充実
- ・施策2 介護サービスの適正化
- ・施策3 災害・感染症対策に係る体制整備 ※重点事項

[主な取組]

災害・感染症対策に係る体制の充実など

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	介護保険課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>⑥ 昨年8月1日より介護保険の補足給付における見直しが行われ、施設利用者やご家族からは深刻な声が寄せられていますが食費や居室料が大幅に値上げされた利用者に対して貴自治体としての援助や保険料減免・利用料減免制度を検討していただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <p>施設サービス・短期入所サービス利用者の食費・居住費の助成、いわゆる補足給付は、市民税非課税世帯等の方について、所得に応じた利用者負担段階ごとに食費・居住費の本人の負担限度額を設定し、標準的な費用の額との差額を介護保険から給付することとされております。補足給付に係る制度の改正は、これまでも、在宅で介護を受ける方や保険料を負担する方との公平性の観点から、所要の見直しが図られてきたところです。</p> <p>令和3年度の補足給付の見直しは、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図るものであることから、負担の増加に対して助成や保険料減免・利用料減免を行うことは、制度改正の趣旨に馴染まないものと考えております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	高齢者支援課
要望項目	<p>2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために</p> <p>③ 認知症の方を介護する家族への支援策で貴自治体としての取り組みを教えてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>全国的に高齢化が急速に進展する中、認知症高齢者は今後ますます増加すると見込まれており、本市では、国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症施策の推進について重点的に取り組むこととしています。</p> <p>本市では、これまで認知症への主な取組として、認知症の方やそのご家族などが気軽に集うことができる「認知症カフェ」を全ての地域包括支援センターで定期的を開催しているほか、認知症の基礎知識や対応の方法などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」や認知症の方のご家族等への正しい知識等の普及や対応力の向上を図るための「認知症家族支援研修会」の開催、認知症の進行や状態に応じたサービスの流れまとめた「認知症ケアパス」の活用を進めています。</p> <p>今年度からは、認知症サポーター等がチームを組み、認知症の方やその家族が必要とする支援を行うボランティア「チームオレンジ」の活動を開始しています。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>① 子どもの医療費無料について通院・入院とも対象年齢を高校卒業（年度末）まで引き上げてください。また所得制限を撤廃してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>子どもに係る医療費助成事業は、都道府県の補助金制度を基盤としながら各市町村が実施しており、本市においても「青森県乳幼児はつらつ育成事業」を基本としながらも、保護者の経済的負担の軽減を図るため、これまで保護者の所得制限の緩和や、自己負担額の撤廃、医療機関等の窓口での支払いが不要となる現物給付を実施しております。</p> <p>また、人口減少社会へ対応した地方創生や出生率改善に向けた取組として、「子どもを生き育てる環境の向上のため、早期に子ども医療費助成の拡大を実施することは、市の将来人口に好影響をもたらす」との判断のもと、助成対象を中学生までに拡大して、実施してきたところです。</p> <p>子どもの医療費助成事業は、毎年度相当の事業費を要するものであり、対象者拡大により増大する医療助成費に係る恒久的な財源が確保できなければ、事業効果は期待できないことから、高校卒業までの拡大及び所得制限の撤廃については考えておりません。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学務課
要望項目	3. 子どもたちの成長を保障するために ② 就学援助制度については、国が示した国庫補助単価に基づいて対象者に全額支給するようにしてください。

【回答】

本市の就学援助制度における支給単価につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の方を対象とした就学援助に対する国の補助金交付要綱における補助単価を参考とし、毎年度金額を決定しております。

令和4年度の支給単価につきましては、下表のとおり、修学旅行費（支給対象経費全額支給）及び通学費（定期券購入実額支給）を除き、国の補助単価と同額となっております。

<令和4年度就学援助費支給単価表（対国庫補助単価）>

支給費目		青森市支給単価（円）	国庫補助単価（円）
学用品費	小	11,630	11,630
	中	22,730	22,730
通学用品費	小	2,270	2,270
	中	2,270	2,270
校外活動費 （宿泊なし）	小	1,600	1,600
	中	2,310	2,310
校外活動費 （宿泊あり）	小	3,690	3,690
	中	6,210	6,210
体育実技用具費 （スキー）	小	26,500	26,500
	中	38,030	38,030
新入学児童生徒 学用品費等	小	54,060	54,060
	中	60,000	60,000
修学旅行費	小	支給対象経費全額	22,690
	中	//	60,910
通学費	小	定期券購入実額	40,020
	中	//	80,880

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学務課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>③ 就学援助対象者に該当するにも関わらず就学援助を利用していない家庭に改めて通知するなど利用促進を図ってください。</p>
<p>【回答】</p> <p>教育委員会では、在校生及び小学校に入学するすべての保護者に対して、就学援助制度の周知チラシを配布するとともに、市ホームページ、広報あおもり、テレビ・ラジオ広報等において制度内容や申請方法等を掲載するなどの周知を行っております。</p> <p>また、各学校におきましても、就学援助の利用が可能と思われる家庭に対して、保護者面談や家庭訪問の際に制度の紹介や申請手続きの相談を行うなど、就学援助の制度自体を知らないために申請ができないという事態を避け、より多くの家庭に本制度を利用してもらえるよう努めているところであります。</p> <p>&lt;就学援助制度の周知状況&gt;</p> <p>○チラシ配布による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小1～5年生、中1～2年生：11月中旬</li> <li>・小6年生：中学校の入学説明会時</li> <li>・新小1年生：10月中旬に送付する入学通知書に同封</li> </ul> <p>○広報媒体掲載による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ：常時</li> <li>・広報あおもり：4月1日号、10月15号、12月1日号</li> <li>・テレビ・ラジオ広報：広報あおもり掲載時期に合わせ放送</li> </ul>	



「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学務課												
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>④ 新入学児童生徒学用品費等（制服等）の前倒し支給（1月から3月中）としてください。 （全国の83.2%自治体が実施済み）</p>												
<p>【回答】</p> <p>新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給時期につきましては、小・中学校ともに3月に支給しております。</p> <p>&lt;令和4年度新入学児童生徒学用品費等の入学前支給状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給日</th> <th>支給人数</th> <th>入学前支給開始年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新小1年生</td> <td>3月10日</td> <td>211人</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>新中1年生</td> <td>3月22日</td> <td>389人</td> <td>平成26年度</td> </tr> </tbody> </table>		区分	支給日	支給人数	入学前支給開始年度	新小1年生	3月10日	211人	平成30年度	新中1年生	3月22日	389人	平成26年度
区分	支給日	支給人数	入学前支給開始年度										
新小1年生	3月10日	211人	平成30年度										
新中1年生	3月22日	389人	平成26年度										

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学校給食課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑤ 県内各市町村で学校給食の無料化が前進していますが義務教育の一貫として貴自治体も学校給食無料にしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>令和4年10月1日から学校給食費の無償化を実施しています。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	子育て支援課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑥ 児童・生徒の「居場所づくり」やNPOなどで取り組まれている「無料塾」や「子ども食堂」の取り組みを行政として物心両面の支援してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>本市では、平成28年3月に策定した「青森市子ども総合プラン」を「青森市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけ、その取組の一つとして、家庭の経済状況に関わらず、学習支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動できる居場所づくりにつながるような支援を無料で行う「子どもの居場所づくり・学習応援事業」を、市内に在住するひとり親家庭等、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯の中学生を対象に、平成28年10月から実施しております。</p> <p>また、本市では、子ども食堂に対して、開設に当たっての食品の安全管理に関して留意すべき事項や活用可能な補助制度等についての相談を受けているほか、フードバンクの紹介、市に食材提供の申し出があった際の提供先の紹介等、様々な情報提供を行っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	子育て支援課
要望項目	3. 子どもたちの成長を保障するために ⑦幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの副食費等を無料にしてください。
<p>【回答】</p> <p>令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化では、低所得者の負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて副食費の徴収を免除しております。</p> <p>この年収約360万円未満相当世帯という範囲設定については、国が平成28年度に幼児教育・保育の段階的な無償化として、保育料の多子軽減に係る多子カウントの年齢制限を撤廃した際に定めたものであり、副食費の徴収免除に関する基準としても用いられているものです。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学務課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑧ 小学校・中学校におけるリモート授業実施に当たり、就学援助対象者に自宅のネット通信料及び通信機器の助成等を図ってください。</p>
<p>【回答】</p> <p>就学援助におけるオンライン学習通信費につきましては、家庭内におけるWiFiが、パソコン、スマートフォン、テレビなどの様々な媒体により、様々な用途で、家庭内の誰もが利用できるものであり、1人1台端末を活用したりリモート授業等のICT教育に限った部分の通信料等を個別に切り分けて算定することは困難であることなどから、現時点においてオンライン学習通信費を支給することは考えておりません。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	教育委員会事務局総務課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保証するために</p> <p>⑨ 学校敷地内における除草対策として発がん性のあるラウンドアップ等の薬剤（グリホサート剤）を使用しないでください。米国での1万以上の民事訴訟・フランスやオーストリアがこの薬剤の禁止をしています。また米国の各州もこの薬剤の禁止の方向に向かっているのは確かです。今こそ一人でもこの分野での被害者を出さない早期の英知が求められます。よろしく再検討をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>青森市立の各小・中学校での除草作業は、原則として機械除草または手取り除草としており、除草剤については草刈り機の使用により小石が飛ぶなどして児童生徒の危険や近隣への被害が生じる危険性があると校長が判断した場合に使用できるとしてきたところであります。</p> <p>今後においても国の動向を注視しながら、安全に除草作業が実施できるよう努めてまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	学務課
要望項目	<p>3.子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑩児童・生徒・学生が安心して通学でき、健康で衛生的な生活が保障されるために、学校施設の女子トイレに、生理用品を配置してください。予算措置をとって継続施策としてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>青森市教育委員会では、各小・中学校において児童・生徒に生理用品を提供する際には、保健室等で児童・生徒との対話を通じて、本人の状況を確認・観察などしながら、適切に支援しているところです。</p> <p>加えて、令和3年度からは、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒がいることも念頭に、児童・生徒の心身の健康における様々な不安や悩み等の解消に向けた新たな取組として、「保健室における生理用品の提供及び健康相談を呼び掛けるポスター」や「生理用品が必要なときに保健室に持参するカード」を女子トイレの各個室へ設置したことをはじめ、児童・生徒が周囲の目を気にすることなく、必要とする生理用品の種類や数量を伝えることができるよう、1人1台端末を活用した「児童・生徒の健康相談」を実施しております。</p> <p>今後においても、社会情勢の変化等も踏まえながら様々な対応により、児童・生徒を適切に支援してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	子育て支援課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑪ 放課後児童クラブの拡充整備と人員の配置及び対応する職員の処遇改善をお願いします。またおやつ代等を含む利用料の無料にしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>本市では、放課後に子どもが安心して過ごすことができる居場所の確保として、放課後児童会の整備に取り組んでおり、希望がある全ての小学校区に放課後児童会を開設し、利用を希望する全ての児童を受け入れております。</p> <p>また、放課後児童会施設については、小学校の改築等に併せて整備しており、平成31年3月には、小柳小学校の改築に併せて整備された隣接の地域連携棟内に放課後児童会を新規開設し、令和2年4月には、浜田小学校敷地内に新たに放課後児童会施設を整備のうえ運営を開始したほか、令和3年4月には、保護者からの開設要望に応え、浪岡南小学校内に放課後児童会を開設するなど拡充を図ってきたところです。</p> <p>放課後児童会で児童の支援を行う放課後児童支援員につきましては、国の基準及び本市の条例に基づき、概ね児童40人に対して2人以上配置することとしており、現在、全ての放課後児童会において、配置基準を満たしているほか、処遇につきましては、令和2年4月に臨時職員から会計年度任用職員へ移行したことに伴い、常勤職員との均衡や職務の内容等を考慮し、昇給制度の導入や期末手当の支給、休暇制度の充実などを図ったことに加え、令和4年2月からは、賃金を時給920円から980円に引き上げ、処遇改善に努めているところです。</p> <p>放課後児童会の利用者負担金は、運営に要する費用の一部に充てるため、利用者に月額3,200円を負担してもらっていますが、利用者のうち、生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯については負担金を免除しているほか、世帯で利用する児童が2人の場合は1人分を5割減額、3人の場合は1人分を5割減額し1人分を免除するといった減免制度を行っております。</p>	



「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	子育て支援課
要望項目	<p>3. 子どもたちの成長を保障するために</p> <p>⑫すべての子どもが平等に保育され成長・発達する権利が保障されなければならない中で保育士さんの労働環境改善及び待遇面での格差是正を図ってください。暖かい行政的配慮をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>保育士の待遇を含めた労働環境については、保育士確保のための取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○勤続年数や経験年数に応じた処遇改善の実施</li> <li>○働く意思のある保育士と施設との調整等を行い、就職に結びつける青森県保育士人材バンクの周知及びPR</li> <li>○保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得支援</li> <li>○広報あおもりを活用した保育士資格保有者等への就業の呼びかけ</li> <li>○保育所等に対する保育実習生の積極的な受入や就職相談会への参加促進の要請</li> </ul> <p>などを行っているほか、保育士の処遇改善のための取組として、平成25年度以降、国の制度を確実に実施することにより、平成24年度の賃金水準に対し約14%の改善を行っていることに加え、令和4年2月から、収入を約3%程度（月額約9,000円）引き上げるための措置をとるなど、保育士の労働環境の改善に努めているところです。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一课、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>① 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手にとれるようにしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>生活保護に関する相談の有無に関わらず、来庁された方が自由に手にとれるよう、保護制度の趣旨や要件、申請手続きなどの制度概要を記載したリーフレットを生活福祉一课の面接相談室前に備え付けるとともに、市のホームページにも掲載し周知を図っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一課、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>② 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>生活保護の相談に訪れた方に対しては、その方の生活状況等を丁寧にお聞きしたうえで、保護申請を希望される方にはその場で申請書を交付するとともに、記入方法や申請手続きの進め方などを説明し、申請書を受理するなど、申請から開始まで速やかに適用するための適切な対応に努めております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一課、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>③ ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>福祉事務所における生活保護業務に従事する現業員（ケースワーカー及び面接相談員）の配置数については、社会福祉法においてその標準数が示されているところであり、生活保護を受けている方へのきめ細かな支援と生活保護行政の適正な運営を行うためにも現業員の確保は重要と考えておりますことから、今後とも現業員の適正な配置について関係部局と協議してまいります。</p> <p>また、生活保護を受けている世帯の状況にあわせた適切な支援が行われるよう、年金制度や障がい者支援制度など、他法他施策に関する研修や公共職業安定所との連携による就労支援研修など、各種研修の実施等を通じてケースワーカーの資質向上に引き続き努めてまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一課、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>④ 生活保護利用者のエアコンの設置については特段の配慮をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>生活保護制度における冷房器具の設置については、生活保護開始時や転居の場合などにおいて、冷房器具の持ち合わせがなく熱中症予防が特に必要となる高齢者や障害者がいる世帯等に対し、器具の購入及び設置に必要な費用の支給が認められております。</p> <p>このことから、本市においても世帯及び住居の状況を確認の上、支給要件に該当すると判断した場合には、速やかに支給しているところであり、今後においても適切に対応してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一課、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>⑤ 生活保護利用者へのバッシングについては行政機関として責任ある防止策等のご検討をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>市では、生活保護制度が、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の制度であることを周知しております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	生活福祉一課、生活福祉二課
要望項目	<p>4. 住民の最低生活を保障するために</p> <p>◎ 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですからおこなわないでください。</p>
<p>【回答】</p> <p>扶養照会は、生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められていることから、扶養の可否を確認するために行っているものであります。</p> <p>扶養照会に当たっては、国の実施要領に基づき要保護者の申告を基本としつつ、必要に応じて戸籍謄本等により扶養義務者を把握し、その扶養義務者の職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査し、その上で、扶養義務の履行が期待できる方には、扶養照会を行うこととしております。</p> <p>また、扶養義務の履行が期待できないと判断される方については、扶養能力がないものとして、扶養照会は行っていないところであります。</p> <p>扶養照会は、金銭的な援助の可能性のほか、要保護世帯の日常生活・社会生活自立の観点から、定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かり等、精神的な支援も合わせて確認するものであると認識しており、国の実施要領及び扶養義務履行が期待できない者の判断基準について示された国の通知に基づき適正に行っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診事業、保健予防活動について</li> <li>5. 住民の健康づくり増進のために             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健診の実施期間延長及び時間調整や健診項目の追加など制度を拡充してください。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【回答】</p> <p>特定健康診査の実施期間につきましては、個別医療機関では4月から3月末まで、青森県総合健診センター等の集団健診では、4月下旬から3月中旬まで実施しており、一年を通じて受診できる環境となっております。</p> <p>時間調整につきましては、個別医療機関では各医療機関の開設時間での対応となりますが、集団健診では平日に働いているかたのため、土日の集団健診日の設定や、健診日の増加など行っており、より多くの市民のかたが受診しやすい体制を整えております。</p> <p>健診項目につきましては、国の基準で定められており、全ての対象者が受診しなければならない項目（基本的な健診の項目）と医師の判断により受診しなければならない項目（詳細な健診の項目）があります。本市では、詳細な健診の項目のうち、貧血検査、心電図検査を医師の判断によらず全ての対象者に実施しております。</p>	



「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	健康づくり推進課
要望項目	5. 住民の健康づくり増進のために ② 住民の健康づくり、保健予防活動の推進をはかるため保健師を増員してください。
<p>【回答】</p> <p>青森・浪岡両地域の地域保健活動を推進する本市保健師の所管する業務は、市民のヘルスリテラシーの向上や生活習慣病の予防等健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進や、健やかな妊娠・出産・子育てを支援する母子保健の推進、新型コロナウイルス感染症等の感染症等をはじめとした感染症対策や難病支援等の保健予防の推進、また、国保被保険者の保健事業や、介護予防、地域包括ケアの推進等、多岐に渡っており、保健師は現在、保健部、福祉部、税務部、浪岡振興部と分散配置のもと保健活動を展開しております。</p> <p>昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の体制強化を図るため、令和3年度は5人増員、令和4年度は6人増員し、保健師を11人増員しており、これにより保健師は62人となっております。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクのある方への速やかな対応や、ワクチン接種の推進等、感染症対策の更なる強化のため、感染症対策課のみならず、保健所内で保健師を配置している健康づくり推進課、あおもり親子はぐくみプラザが、部内連携体制のもと、感染拡大防止等への取組の推進を図っております。</p> <p>保健師を含め保健行政に携わる人員配置につきましては、その活動がより効果的・効率的に進められるよう、引き続き適正配置に努めて参ります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	健康づくり推進課
要望項目	<p>5. 住民の健康づくり増進のため</p> <p>③ 早期発見、早期治療へ結びつける住民への啓蒙活動の充実を図ってください。</p>
<p>【回答】</p> <p>市では従来、がん検診受診促進に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各がん別に罹患率の高い特定の年齢層や受診率の低い働き盛り世代にターゲットを絞った個別の受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）</li> <li>○協会けんぽの被扶養者及び青森市国保加入者に対し、特定健康診査と市のがん検診が同時受診できることを周知するため、特定健診受診券送付時に市のがん検診案内チラシを同封</li> <li>○「あおもり健康づくり実践企業だより」やあおもり職域健康づくりリーダーによるがん検診受診勧奨</li> <li>○市ホームページや広報あおもり毎月15日号へ集団検診の日程等の掲載</li> <li>○医療機関、各市民センター等へのポスター掲示やチラシの設置</li> <li>○9月のがん征圧月間に合わせたポスター掲示</li> <li>○健康教育の機会をとらえた受診の啓発</li> </ul> <p>などにより、あらゆる機会を通じて受診勧奨を実施しています。</p> <p>また、新型コロナウイルスに感染することを不安に思い受診を控えている方へ向け、市ホームページや広報あおもりにおいて、がん検診は不要不急の外出に当たらないことや、安心してがん検診を受診いただけるよう、受診時の感染予防対策について周知を図っています。</p> <p>加えて、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に来た方へ市作成のチラシを配付し、コロナ下で受診を迷っている間もがんや生活習慣病は進行するため、命を守る貴重な機会であるがん検診の受診を逃さないよう、受診勧奨を強化しています。</p> <p>今後においても、各種イベントや講座など、様々な機会をとらえ、がん検診を安心して受診いただけるよう呼びかけを強化してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	感染症対策課、あおもり親子はぐくみプラザ
要望項目	<p>5. 住民の健康づくり増進のため</p> <p>④ 全住民のインフルエンザ予防接種の無料化を求めます。引き続きコロナ対策のための貴行政としてできる内容を説明ください。</p>
<p>【回答】</p> <p>本市の予防接種の費用助成については、原則として、市民の健康及び安全・安心を第一に考え、国においてワクチンの有効性、安全性が確認され、加えて健康被害の救済措置が担保される予防接種法に基づく定期接種、もしくは、国等からの財源補填のある、いわゆる国が接種を推奨している任意接種を対象として実施しております。</p> <p>なお、高齢者については、高齢者の発症または重症化を防止し、併せてまん延の予防を目的に、予防接種法に基づく「高齢者インフルエンザ予防接種事業」を実施しており、本市では、満65歳以上または60歳から64歳の身体障害者手帳所持者で内部障がい1級に該当する方を対象とした接種費用の助成を行い、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方については、予防接種自己負担金（1,270円）を無料で接種できる体制としています。</p> <p>引き続き、年内にオミクロン株対応ワクチン接種を希望する方が接種できるよう、市医師会をはじめとした関係機関と連携し、接種体制の確保に努めてまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	健康づくり推進課、国保医療年金課
要望項目	5. 住民の健康づくり増進のため ⑤ コロナ禍で全国では健診受診者が激減しましたが健診実績数（2019年度・2020年度・2021年度）の各項目ごとに整理した貴自治体統計でよろしいので特定健康診査・がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん）の健診実績数と精査率を教えてください。

【回答】

2019～2021年度、各項目ごとの健診等実績数については以下のとおりです。

	2019年度		2020年度 (※4)		2021年度	
	健診 実績数 (人)	精査率 (%)	健診 実績数 (人)	精査率 (%)	健診実績数 (人)	精査率 (%) (※3)
特定健康診査	17,788	80.6	15,985	80.7	15,524 (※1)	—
胃がん(※2)	11,875	74.6	8,565	76.1	8,387	—
肺がん	9,162	89.0	7,906	94.9	8,506	—
大腸がん	26,045	61.0	22,707	61.9	23,122	—
前立腺がん	57	50.0	46	50.0	58	—
乳がん	5,403	96.1	5,091	95.0	5,102	—
子宮頸がん	5,191	93.4	4,897	96.6	5,392	—

(※1) 2022年9月29日国保連作成の特定健診・特定保健指導進捗・実績管理表より

(※2) 胃がん検診については、2020年度から対象年齢を40歳以上から50歳以上に引き上げていることから、実績数の比較が困難。

(※3) 精密検査受診率については、要精検者となったかたについて、2か年かけて調査するため、2021年度分はまだ未確定。

(※4) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により、集団健診・検診について、2020年4月に1回及び5月に2回中止し、再開後は人数制限を行い実施。

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	健康づくり推進課
要望項目	<p>5. 住民の健康づくり増進のため</p> <p>⑥ 歯科検診については政府の骨太方針にあるように今後 2 ないし 3 年かけて具体化されますが今年度より事前に行政管内の実態をしっかりと把握する必要があるかと思えます。国・県・市町村が一体となって数年かけて無料で全年令が実施できるよう準備を進めてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>令和 4 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」が閣議決定され、持続可能な社会保障制度の構築として「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が明記されました。</p> <p>自治体における具体的な実施内容等はまだ示されていませんが、国では今後、国民皆歯科健診の実施体制を整備するため、調査や研究を進めるとしていることから、今後、国や県の動向に注視し、各関係機関・関係部署と情報共有してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	高齢者支援課
要望項目	<p>5. 住民の健康づくり増進のために</p> <p>① 貴市町村による『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度』を創設してください。</p> <p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>⑦ 『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設』を国に働きかけてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>加齢性難聴のかたは、身体障害者福祉法施行規則に定められているとおり、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上であれば、申請により身体障害者手帳の交付を受けることが可能であり、国の補装具費支給制度により、補聴器購入費用の一部が支給されます。</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けることができない、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設と、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を国に働きかけることについては、国において、平成30年度から補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が行われております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	保健予防課
要望項目	<p>5. 住民の健康づくりのため</p> <p>⑧ 自殺者が急増しています。貴自治体の取り組みをお知らせください。</p>
<p>【回答】</p> <p>青森市における自殺対策として、相談支援については、誰でも気軽に心に悩みを相談できる「こころの相談窓口」を設置し、4名の精神保健福祉士が相談に応じており、自殺未遂者や自殺の不安や危険のある方に対しては、訪問などによる相談支援を行い、見守りを行っております。</p> <p>加えて、身近な人の変化に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守ることができるゲートキーパーを養成し、それぞれの地域や立場で支えていただいております。</p> <p>普及啓発に関しては、「広報あおもり」などの各種広報媒体に「こころの相談窓口」や「こころの体温計」を掲載し周知しているほか、9月の自殺予防週間に合わせ、アウガエントランス内に本市の自殺の現状やゲートキーパーの役割、相談窓口に関するパネル展示を行っております。さらに、3月の自殺対策強化月間においても市内関係機関に相談窓口のチラシを設置するとともに、各種広報媒体を用いて相談窓口を周知しております。</p> <p>また、令和3年度からは、自殺者が多い時間帯や曜日进行分析し、保健所の精神保健福祉士による夜間の電話相談を新たに行っており、令和4年度の新たな取組としては、様々な周知により、令和3年度の「こころの相談窓口」の相談件数が増加していることから「こころの相談窓口」の電話回線を増設し、対応しております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>6. 県、国に要請していただきたい事項</p> <p>① 国保財政が厳しい根本的な原因は国による国庫負担の引き下げです。国に対し国保に対する国庫補助の増額を要望してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>市町村国保は、加入者に多くの高齢者や低所得者を抱えるといった構造的な要因に加え、長期化する経済の低迷や被保険者数の減少などの影響により、保険料収入は減少している一方、高齢化の進展や高度医療の普及などにより、保険給付費は増加傾向にあり、厳しい財政運営が続いております。</p> <p>このような状況において、平成30年度から、都道府県が国民健康保険について財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担うことに伴い、国においては、平成30年度から毎年約3,400億円（低所得者支援の強化に1,700億円（2015年度から実施）、財政基盤の強化に1,700億円）の財政支援の拡充を行っているところです。</p> <p>この国の約束を確実に実施するとともに、更なる財政支援措置を図ることについて、中核市市長会が本年5月に、全国市長会が本年6月に「国民健康保険制度の財政基盤強化について」等を国及び関係省庁に要望したところであります。</p>	



「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>② 高校卒業までの医療費の無料化を県及び国に働きかけてください。また国によるペナルティーをやめるように要請してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>国においては、令和2年5月29日に、新しい令和の時代にふさわしい少子化対策として、多様化する子育て家庭の様々なニーズにこたえる支援などを柱とした少子化社会対策大綱を策定するとともに、子ども政策の司令塔となる子ども家庭庁を令和5年4月1日に設置することとしております。</p> <p>子育て支援策の拡充は、国としても喫緊の課題となっている少子化対策にもつながるものであることから、本市としては、国の責任において子どもの医療費を無償化する制度を創設するべきと考えており、今年度も既に中核市市長会、全国市長会等を通じて国に対して要望しているところであり、県に対しても青森圏域の重点事業として要望することとしております。</p> <p>また、子ども医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金等の減額措置については、市町村の国保財政を圧迫しているため、全面的に廃止するべきと考えております。</p> <p>このため、中核市市長会、全国市長会等を通じて国に対して、このことを要望しているところであり、今後も引き続き国に対して様々な機会をとらえて働きかけて参りたいと考えております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	福祉政策課、高齢者支援課、障がい者支援課、介護保険課 子育て支援課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>③自宅に冷暖房（エアコン）等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障がい・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等の助成制度を創設するように要望して下さい。</p>
<p>【回答】</p> <p>国では、毎年4月から9月まで熱中症予防強化キャンペーンを実施し、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」における熱中症予防行動について、ホームページによる普及啓発・注意喚起や、関係機関へのリーフレットの配布等により、広く呼びかけています。</p> <p>特に熱中症患者のおよそ半数が、暑さや喉の渇きに対する感覚機能や、暑さに対する体の調整機能が低下している 65 歳以上の高齢者であることから、こまめに水分補給する、すだれやカーテンで直射日光を遮る、換気をして屋外の涼しい空気を入れるなどの注意喚起をしています。</p> <p>また、市においても、広報あおもりやホームページなどで熱中症予防・対処法に関する周知啓発を行っているほか、リーフレットを健康教育の場や多くの市民が訪れる健康イベント等で配布し、広く市民へ熱中症予防等について普及啓発を行っております。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>④ 若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度を国に要求してください。物価高騰が暮らしを直撃しているため、年金支給額を引き上げるよう国に働きかけてください。</p> <p>また、「物価賃金スライド」と「マクロ経済スライド」を廃止し、基礎年金を早急に引き上げるとともに、全額国庫負担による生活保護基準に準拠した「最低保障年金制度」の創設を働きかけてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>市町村は、年金制度の構築に直接関与できる立場にはないものの、安心して暮らせる社会の実現のためには、制度の持続性を高め、社会経済情勢の変化に対応し、その保障機能を充実強化することが重要であると考えておりますことから、青森県都市国民年金協議会などを通じて伝えてまいります。</p> <p>また現在、厚生労働省の社会保障審議会において、公的年金制度改革について、様々な検討がなされているところであることから、その動向を注視してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>⑤ 75歳以上の後期高齢者医療費窓口1割に戻すことを国に要望してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>後期高齢者医療費の窓口負担に関しては、後期高齢者で一定以上の所得のある方の医療費一部負担割合を2割とすることを盛り込んだ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、本年10月1日に施行したところです。</p> <p>窓口負担の見直しにより高齢者に必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにするため、医療費一部負担割合が2割となる方については、長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において施行後3年間、1月分の負担増を最大でも3千円とする措置が導入されます。</p> <p>また、全国市長会を通じ、「後期高齢者医療制度の窓口負担割合の引上げや配慮措置については、十分な周知を図ること」を国に要請しておりますことから、その動向を注視してまいります。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	(1) 経済政策課、(2) 新ビジネス支援課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>⑥最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の創設について次の点を国に働き掛けてください。</p> <p>(1)青森県の若者が地元で働き、地元で子どもを産み育てることができるよう、最低賃金の地域格差をなくす全国一律最低賃金制度を創設してください。</p> <p>(2)最低賃金の引き上げにあたって、地域循環型経済の中心を担う中小・小規模事業者の経営が改善できるよう、国による中小企業支援策を拡充してください。</p>
<p>【回答】</p> <p>最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される「最低賃金審議会」において、賃金の実態調査結果など、各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、決定されているところ。</p> <p>また、地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、「中央最低賃金審議会」から「地方最低賃金審議会」に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、「地方最低賃金審議会」では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議が行われている。</p> <p>この地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている。</p> <p>これらを踏まえ、青森県の最低賃金は、令和4年10月5日から853円と31円の引上げとなったところである。</p> <p>現在、国においては、最低賃金の引上げに向けて必要となる中小企業・小規模事業者の生産性向上等のため、各種助成金の交付をはじめとする支援を行っているところであり、全国知事会においては、令和4年7月の知事会議でとりまとめられた提言において「最低賃金の地域間格差の是正を進めるとともに、中小企業等への支援を充実すること」を国に対して求めていることから、市としては、当該全国知事会の提言を踏まえた国の動向を注視していくこととしている。</p>	

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	福祉政策課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>⑧県に対して福祉灯油や屋根の雪下ろし等に関して大幅な助成を求めてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>○福祉灯油について</p> <p>国では、昨年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にエネルギー価格高騰対策を盛り込むとともに、本年3月4日には「原油価格高騰に対する緊急対策」を取りまとめ、4月26日には「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定し、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者について、地域の実情に応じ、きめ細かに対策を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、必要な支援を迅速に行うこととしております。</p> <p>また、県においては、国の動向を踏まえ、本年6月2日に開会された青森県議会第310回定例会において、物価高騰等に直面する県民生活の支援として、国の支援策を活用し、市町村が行う生活困窮者に対する食費・光熱水費等の助成のための事業に要する経費について支援する補正予算が議決され、7月11日から「青森県生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策事業費補助金」の制度を設けております。</p> <p>当該補助制度は、原油価格・物価高騰による生活困窮者の負担軽減を図るため、市町村が行う生活困窮者に対する食費・光熱水費等の助成のための事業に要する経費について、市町村の人口規模に応じ、事業費の一部を助成するものとなっております。</p> <p>本市においては、これらの経緯や状況を踏まえ、県の当該補助制度を活用し、原油価格・物価高騰により、特に厳しい生活が予想される住民税非課税世帯の満65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等について、食費や冬季の暖房等の光熱水費といった生活費を支援することとし、一世帯当たり1万円を助成する市独自の生活支援制度である「青森市生活困窮者支援臨時給付金」の事業費を本年第3回定例会に補正予算として提案し、議決されております。</p>	

○屋根の雪下ろしについて

本市では、冬期間の屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯や障がい者世帯等に対し、屋根の雪処理費用の一部を助成することにより、高齢者や障がい者等の冬の暮らしの安全を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とした、屋根の雪下ろし費用の一部助成制度を設けており、市民税非課税世帯に対しては、助成上限額を1シーズン2万5千円とし、屋根の雪下ろし費用の半分を助成しております

令和3年度については、令和3年12月27日の豪雪対策本部設置に伴い、制度の拡充を行い、非課税世帯の助成上限額を1シーズン2万5千円から5万円に引き上げるとともに、課税世帯も対象としております。

令和3年度の実績は、登録申請世帯が847世帯、その内訳として、非課税世帯が652世帯、課税世帯が195世帯であり、費用助成の実績は、件数が627件、助成額は15,576,769円となっております。

「青森県社会保障推進協議会」からの要望事項に対する回答

担当課	税務部国保医療年金課
要望項目	<p>6. 県、国に対し要請していただきたい事項</p> <p>⑨ 国民年金を払えない人が増えています。保険料引き下げと免除制度の周知を徹底するように国に働きかけてください。</p>
<p>【回答】</p> <p>国民年金保険料は、平成16年の制度改正で決まった保険料額に物価や賃金の伸びに合わせて調整しております。その時々々の年金給付に必要な費用の全額を賄う賦課方式を基本としており、毎年度適正に保険料額の見直しをしているところです。</p> <p>保険料の納付が困難な方については、本市では窓口での相談時に免除制度を案内しているほか、ホームページや広報誌でも周知をしています。</p> <p>日本年金機構においても、ホームページでの周知や納付通知書の発送時に免除申請書を同封し、制度の案内をしているほか、ハローワークと連携して雇用保険の受給申請時に案内を実施しています。</p>	



令和4年度自治体キャラバン事前調査表

青森県社会保険推進協議会

①市町村名記入欄	青森市	
②月日記入	10月7日	
項目	内容	回答
③子ども等医療費給付制度	本年度（令和4年）の子ども等医療費給付実績についてお書きください（該当項目にチェックを入れてください）	<input type="checkbox"/> 小学校まで <input type="checkbox"/> 中学校まで <input type="checkbox"/> 高等学校まで <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 所得制限（あり）所得限度額：別紙のとおり <input type="checkbox"/> 給付方法（現物給付、償還払い） <input type="checkbox"/> 自己負担額（あり・なし） <input type="checkbox"/> 食事療養費助成（あり・なし） <input type="checkbox"/> その他
④ 国保事項	国保加入世帯の所得階層別割合（令和4年6月30日現在） （注）ここで言う所得とは、「旧旧し書き方式」により算定された所得総額（基礎控除前）である。所得階層区分は厚労省「国民健康保険実施調査」を参考にした。	国保加入世帯数： 38,292 世帯、 全世帯に占める加入割合 27.9% 全加入者に対する住民税非課税世帯の割合 46.5% 所得0円以上100万円未満 66.3% 所得100万円以上200万円未満 21.5% 所得200万円以上500万円未満 10.2% 所得500万円以上 2.0%
	国保加入全世帯に対する国保の世帯主の職業別構成割合（令和4年6月30日現在）	農林水産業（1.3%）、自営業（8.9%）、被用者（31.8%）、無職（48.5%）、 その他の職業（6.2%）、不明（3.3%） *集計は令和4年9月
	国保加入全世帯に対する国保税（料）の軽減世帯の占める割合（令和4年6月30日現在）	2割軽減（11.1%）、5割軽減（15.8%）、7割軽減（37.5%） *集計は令和4年9月
	所得に対する保険料調定額の割合（令和4年6月30日現在） （介護保険料分を除く）	一世帯あたり保険料調定額（109,659円） 所得に対する調定額の割合（11.3%）
	保険税（料）収納率（令和4年度分）・（令和3年度実績）	令和4年度の現在までの収納率： 28.60% ・ 令和3年度収納率： 92.08%
	国保税（料）滞納による差押え件数と差押え金額（令和3年度実績）	差押え件数： 市町村独自（ 502 ）件 滞納整理機構委託（ 1 ）件 差押え金額： 市町村独自（233,885,696）円 滞納整理機構委託（ 529,700 ）円
	市町村独自の医療費窓口一部負担金減免制度の新設・変更	今年度、新設又は変更がありますか 他自治体より優れている点ある（主な内容） <input checked="" type="checkbox"/> なし
	短期保険証交付数（令和4年9月1日現在）	293 世帯
	資格証明書交付数（令和4年9月1日現在）	22 世帯
	保険証窓口留め置き数（令和4年9月1日現在）	0 世帯
⑤ 介護保険にかかわる事項	第一号被保険者数（令和4年5月31日現在）	普通徴収者数：12,618人、 特別徴収者数：74,371人、 総数：86,989人
	保険料軽減に該当する所得段階別の数と割合（軽減に該当する所得段階全てご記入ください） （令和4年5月31日現在）	旧第一段階 4,812人(5.5%)、 旧第二段階 15,127人(17.4%)、 旧特例第三段階 8,439人(9.7%)、 旧第三段階 7,490人(8.6%)、 旧特例第四段階 10,805人(12.4%)
	介護保険料収納率（明年度分）（令和23年度実績）	本年度 収納率 99.25%（内一号被保険者収納率 99.25%、二号被保険者収納率 97.73%） 令和3年度収納率 97.73%（内一号被保険者収納率 97.73%、二号被保険者収納率 97.73%）
	市町村独自の保険料減免制度の有無	ある（主な内容 第8期計画（令和3年度～令和5年度）に基づく第2段階から第7段階の者を対象として、市の定めた要件を満たした場合、第1段階の額や1段階下の額へ減免する。また、第1段階で、生活保護受給者を除く高齢福祉年金受給者の保険料を2分の1の額へ減免する。） ない
	市町村独自の利用料減免制度の有無	ある（主な内容 制定の予定あり） <input checked="" type="checkbox"/> なし
	滞納者に対して制罰措置保険給付の制限等した件数（令和3年度実績）	償還払い 4件 給付費の全部（一部）差し止め 0件 給付費の額の引き下げ（7割給付） 45件
⑥ 後期高齢者医療保険にかかわる事項	被保険者数（令和4年9月1日現在）	43,409人
	保険料収納率（本年度分）（令和3年度実績）	本年度収納率 30.24% ・ 令和3年度収納率 99.54%
	保険料滞納世帯数と滞納額	滞納世帯数： 800人、 滞納額 31,860,032 円 ※令和4年8月末現在
	短期保険証交付数（令和4年9月1日現在）	138 人
	資格証明書交付数（令和4年9月1日現在）	0 人
	保険証窓口留め置き数（令和4年9月1日現在）	0 人
	保険税（料）滞納による差押え件数と差押え金額（令和3年度）	差押え件数： 31件 差押え金額： 15,677千円
窓口一部負担金の減免申請件数及び減免額など（令和3年度）	減免申請件数 0件 減額件数 0件、減額した額 0千円 免除件数 0件、免除した金額 0千円	

※10月8日までの提出をお願いします。

2022年9月22日

各市町村教育委員会 御中

青森県社会保障推進協議会

会長 大竹 進

Tel017-718-2375

Fax017-773-5326

tugawa@aomin.jp

## 就学援助・小・中学校給食等・子どもの貧困対策 に関する事前調査

日頃より子どもたちの教育環境の拡充に向けご尽力いただきありがとうございます。

さて、青森県社保協では現在、2021年度自治体キャラバン行動に向けて準備しております。  
つきましては、大変お忙しいところ申し訳ありませんが、**10月8日までにご回答ください。**

### 青森県社会保障推進協議会

〒030-0822

青森市中央1丁目6番8号 3階

青森県民主医療機関連合会気付

Tel017-718-2375 Fax017-773-5326

メールアドレス tugawa@aomin.jp

# 2022年9月 就学援助・学校給食・子どもの貧困調査

自治体名（ 青森県青森市 ） 担当課名（子育て支援課、学務課、学校給食課）  
記入者名（ 村上（福祉政策課、取りまとめ） ）  
電話番号（ 017-734-513 ） Fax番号（ 017-734-3013 ）  
メールアドレス（ kenko-fukushi@city.aomori.aomori.jp ）

## 1. 2022年度の「就学援助」調査

① 適用条件（非課税かどうか、所得制限等について出来るだけ詳しくお書きください）

【要保護者の場合】

生活保護受給世帯を就学援助制度における要保護者とし、支給費目として修学旅行費を支給しており、その他の支給費目については、生活保護費から支給している。

【準保護者の場合】

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたかた

- （ア）生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- （イ）地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- （ウ）地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- （エ）地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- （オ）地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- （カ）国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免
- （キ）国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- （ク）児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- （ケ）生活福祉資金による貸付け

（2）世帯の総収入が少なく経済的に困っているかた

（3）（1）、（2）以外の者で、その他（事故・災害・長期入院・失職・新型コロナウイルス感染症の影響による減収等）の理由で経済的に困っているかた

② 生活保護基準引下げには今年度はどう対応されましたか

■ 対応した

□収入・所得の適用基準を引き上げた

■その他（令和3年度対応済）

・令和2年10月の生活保護基準に係数1.3を乗じた額を収入適用基準とした。

□ なんの対応もしていない

③申請の時期 ■時期が決まっている 令和3年11月15日～令和4年1月25日（在校生分）  
令和4年4月1日～令和4年4月20日（新入生分）

■いつでも出来る

上記以外は、年度内随時受付している。（年度途中での転入、世帯変更等）

④申請先 ■学校 □役所 □その他 □郵送 可・不可

※準要保護者での申請等で要保護者との取り扱いが大きく相違ある点はなんですか

（ 要保護者については、「就学援助等の事務処理についての同意書」の提出により、申請書の提出を不要としている。 ）

⑤援助内容(以下は国の基準ですが、援助をしているものに○をつけ、限度額が違えば金額は( )内に、内容は空白部分にお書きください。またその他の欄には独自にされている内容をお書きください。

本来なら憲法26条の「義務教育は無償」の立場から誰でも支給されるべきものです。

	小学校		中学校	
	第一学年	その他の学年	第一学年	その他の学年
学用品費	11,630円( )		22,730円( )	
通学費	市町村が給与した通学費(令和3年度実績) 小学校 40,020円(55,491円)		市町村が給与した通学費(令和3年度実績) 中学校 80,880円(26,248円)	
修学旅行費	修学旅行費1人当たり平均援助額 22,690円(41,235円)(令和3年度実績)		修学旅行費1人当たり平均援助額 60,910円(36,610円)(令和3年度実績)	
通学用品費		2,270円 ( )		2,270円 ( )
校外活動費	宿泊伴わない	1,600円( )		2,310円( )
	宿泊伴う	3,690円( )		6,210円( )
体育実技用品費	スキー	26,500円	スキー	38,030円
	スケート	11,810円	スケート	11,810円
			柔道	7,650円
			剣道	52,900円
その他				
新入学児童生徒学用品費等	51,060円 (54,060円)	—	60,000円 ( )	—
給食費	全額援助・一部援助( ) 定額援助( 53,000 円)	割	全額援助・一部援助( ) 定額援助( 62,000 円)	割
PTA会費やクラブ活動費など	クラブ活動会費 2,760円 児童会費 4,650円 PTA会費 3,450円 卒業アルバム費 11,00円		クラブ活動会費 30,150円 生徒会費 5,550円 PTA会費 4,260円 卒業アルバム費 8,800円	

⑥決算見込と予算

- 2021年度対象人数(小中学生合計) 18,953人 利用者数 3,392人  
決算(見込)額 159,140千円
- 2022年度対象人数(小中学生合計) 18,558人 利用者見込数 3,163人  
予算額 182,058千円

⑦ 第一回支給月 月 月 月 } 下表のとおり  
 その後、いつ支給されるのか

【支給時期】

区分	小		中	
	初回	次回	初回	次回
学用品費等	5月	随時	5月	随時
体育実技用具費 (スキー実施校のみ3年に1回)	11月	随時	—	—
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施精算後		実施精算後	
新入学学用品費	入学前の3月	5月 (5/20認定者まで)	小6時の3月	5月 (5/20認定者まで)
修学旅行費	出発2週間前までに30,000円を随時前払いし、実施精算後対象経費全額から前払い金を差し引いた金額を追加支給または返納		出発2週間前までに70,000円を随時前払いし、実施精算後対象経費全額から前払い金を差し引いた金額を追加支給または返納	
通学費	随時		随時	

⑧ 新入学児童生徒学用品費等の前年度支給について《をつけてください》  
1月支給・ 2月支給・ 3月支給・ その他支給( 月)

今後の前倒支給の開始年度予定( 年度から実施する予定)

※厚労省の新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況(令和2年7月調査)で全国自治体の小学校82.3%、中学校83.8%前倒し支給が実施されている現実がある。厚生労働省就学援助実施状況等調査結果。

## 2. 2022年度の「小学校給食」に関する調査

- ① 小学校給食を
- 実施( 昭和33 )年から
  - 一部モデル実施 　いつからいつまで
  - 未実施 ( )年から実施予定
  - 学校の差異による ( )
- ② 実施内容
- 単独調理方式(自校式)
  - 共同調理方式( センター方式 ) ・ 親子方式 )
  - その他の調理方式 ( ランチボックス方式 　その他 )
  - 牛乳だけ
- ③ 喫食方法
- 全員喫食
  - 選択制
- 選択式の場合、就学援助の 適用となる 適用とならない
- ④ ③で選択制とされた場合、喫食率はどれくらいですか
- 2021年度 %
  - 今年度から始まったのでデータがない

柔

### ⑤ 給食費をお聞かせください。

全員無料【4年10月から実施】  要保護者無料  準保護者無料

) 月額 円 一食あたり 円

※学年によって違う場合は学年ごとの金額をお書きください。  
( )

※準保護者や普通児童の場合で金額に差がある場合お書きください。  
( )

### ⑥ 一般市民の小学校給食の見学及び試食について

可能：見学

※可能な場合は申込方法をお知らせください。

事前に日程調整（他団体との重複の確認等）を電話で行い、センターから申し込み用紙の送付を受け、申請

不可能：試食 理由は（新型コロナウイルス感染症防止のため）

### 3. 2022年度の「中学校給食」に関する調査

① 中学校給食を

- 実施(平成16)年から
- 一部モデル実施 　いつからいつまで
- 未実施 ( )年から実施予定
- 学校の差異による ( )

② 実施内容

- 単独調理方式(自校式)
- 共同調理方式(センター方式・親子方式 )
- その他の調理方式 ( ランチボックス方式 　その他 )
- 牛乳だけ

③ 喫食方法

- 全員喫食
- 選択制  
→選択式の場合、就学援助の 適用となる 適用とならない

④ ③で選択制とされた場合、喫食率はどれくらいですか

- 2021年度 %
- 今年度から始まったのでデータがない

⑤ 給食費をお聞かせください。

- 全員無料【4年10月から実施】  要保護者無料  準保護者無料

) 月額 円 一食あたり 円  
※学年によって違う場合は学年ごとの金額をお書きください。  
( )  
※準保護者や普通児童の場合で金額に差がある場合お書きください。  
( )

⑥ 一般市民の小学校給食の見学及び試食について

- 可能：見学

※可能な場合は申込方法をお知らせください。

事前に日程調整(他団体との重複の確認等)を電話で行い、センターから申し込み用紙の送付を受け、申請

- 不可能：試食 理由は(新型コロナウイルス感染症防止のため)

## 4. 子どもの貧困対策の具体化について

2013年6月「子どもの貧困対策推進法」が成立しました。2014年8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定しました。

2016年3月に「第1次青森県子どもの貧困対策推進計画」が発足し、県当局としては「喫緊の課題」として位置付けています。2018年度に青森県「子どもの貧困実施調査」を行っており、ホームページにもアップしています。さらに前進させるため「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」(令和3年から7年)を作成し、市町村による計画の策定が努力義務化と明記しています。

貴自治体として今後の対策・具体化についてお尋ねいたします。

- ① 貴自治体での上記法律及び大綱に対応する担当課ないしは対応するグループはありますか。

福祉部子育て支援課子ども未来チーム

- ② 法と大綱の具体化のための推進委員会や検討委員会などは設置されましたか。  
 設置した【 年 月から】  名称は【 】  
 設置していない

- ③ 青森県としては第2次子ども貧困対策推進計画の中で市町村との役割を適切に分担することになっていますが現在の連携状態をご説明ください。

青森県子どもの貧困対策等推進委員会において意見交換を行っているほか、国通知等について随時情報提供を受けている。

- ④ 貴自治体として今後独自の「子どもの貧困実施調査」を貴自治体のこどもを対象に調査等の実施計画ないしは予定がありますか。

### ■実施する予定はない

理由は(本市では、国が子どもの貧困対策に関する大綱に定める指標である生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び大学進学率、ひとり親家庭の親の就業率等、必要な実態は把握できているものと考えているため)

また貴自治体としての「新型コロナウイルスの影響下のひとり親家庭の困難に関する調査等」を実施する予定はありますか。

### ■実施した

□内容は	対象	児童扶養手当受給者等
	対象人数	児童扶養手当受給認定者(3,023人)ほか
	調査内容	新型コロナウイルス感染症による生活への影響の有無及びその内容
	調査時期	令和4年4月から8月まで
	調査方法	アンケート用紙の配付



⑤ 2022年度の教育分野での具体的な施策(就学援助・学校給食以外)があればお知らせください。

例) スクールソーシャルワーカーの増員 2020年度0人から0人へ

例) スクールカウンセラーの増員 2020年度0人から0人へ

例) 大学等の進学に対する給付型奨学金制度の創設

例) 放課後子ども教室の実施・栄養状態の改善

例) 子ども食堂の開設(社協やNPOと連携して)

例) 子ども食堂からの配食サービス(社協やNPOと連携して)

( )

⑥ 子どもの貧困支援では、食の支援として「子ども食堂」が全国的に広がっています。子ども食堂への支援などの施策について

今年度予算化している

その内容

現時点では予算化していない

⑦ 放課後児童クラブについて

全小学校区に放課後児童クラブが設置していますか。

すべてに設置  一部設置【42校中36校】  設置なし

何年生まで受け入れていますか

小3年生まで  小6年生まで  校区ごとに対応が違う【 ]

放課後児童クラブに申し込んだ児童数 (そのうち待機となった児童数)

2020年度申込数【 3,019人】 そのうち待機数【 0 】

2021年度申込数【 3,058人】 そのうち待機数【 0 】

2022年度申込数【 3,105人】 そのうち待機数【 0 】

※申し込み人数については、集計していないため、各年度の平均入会児童数としています。

放課後児童クラブの障害児の受入数

2020年度受け入れ人数【 182人】 クラブ数【42カ所】

2021年度受け入れ人数【 199人】 クラブ数【44カ所】

2022年度受け入れ人数【 229人】 クラブ数【43カ所】

放課後児童クラブの指導員の数

正規雇用の指導員数【 0人】 非正規雇用の指導員数【 318人】

運営主体はどこか。またなん単位か。定数はいくらか。

貴自治体直営 【 49】カ所 【 77】単位 【3,144人】定数

社会福祉法人 【 1】カ所 【 1】単位 【 64人】定数

民間会社 【 】カ所 【 】単位 【 人】定数

非営利法人 【 】カ所 【 】単位 【 人】定数

任意団体 【 1】カ所 【 1】単位 【 45人】定数

□利用料とおやつ代は徴収していますか

□利用料あり 【月3,200円】 □負担なし・無料

□おやつ代 【 円】 □負担なし・無料

□県内の自治体の中には利用料を徴収しないで放課後児童クラブを行ってる自治体もありますが貴自治体には減免措置等の制度がありますか。

【・生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯については負担金を免除】

【・世帯で利用する児童が2人の場合は1人分を5割減額、3人の場合は1人分を5割減額し1人分を免除】

□全国的に赤字傾向の運営主体【委託業者】に対して国庫補助金や利用料以外に貴自治体として何らかの補助金等を行っていますか。

【 なし 】

## 5.小学校・中学校の施設・設備の充実について

### ① 普通教室のエアコン設置状況について（教委総務課）

小学校の普通教室のエアコン設置状況

■実施(令和3)年から

□一部モデル実施( 年 ~ 年)

■達成率 ( 100 %) (エアコン設置普通教室÷全普通教室×100)

□未実施( )年から計画実施予定

中学校の普通教室のエアコン設置状況

■実施(令和3年)年から

□一部モデル実施( 年 ~ 年)

■達成率 ( 100 %) (エアコン設置普通教室÷全普通教室×100)

□未実施( )年から計画実施予定

### ② 児童・生徒が使用する洋式トイレの設置状況について（教委総務課）

小学校の洋式トイレ設置状況

■実施(令和元)年から

□一部モデル実施( 年 ~ 年)

■達成率 ( 60.5 %) (洋式トイレ設置数÷全トイレ数×100)

□未実施( )年から計画実施予定

中学校の洋式トイレ設置状況

■実施(令和元)年から

□一部モデル実施( 年 ~ 年)

■達成率 ( 54.5 %) (洋式トイレ設置数÷全トイレ数×100)

□未実施( )年から計画実施予定

### ③ 小学校・中学校の体育館の冷暖房の設置状況について（教委総務課）

小学校体育館の冷・暖房設置状況

■暖房設置率 ( 57.1 %) (設置済み体育館数÷全体育館数×100)

□冷房設置率 ( 0 %) (設置済み体育館数÷全体育館数×100)

■今後の実施予定(改築の際、暖房設備を設置していく)

2

中学校体育館の冷・暖房設置状況

- 暖房設置率（ 47. 3 %）（設置済み体育館数÷全体体育館数×100）
- 冷房設置率（         0 %）（設置済み体育館数÷全体体育館数×100）
- 今後の実施予定（改築の際、暖房設備を設置していく   ）

④ パソコン・タブレットの配布に伴い自宅での使用する機会があります。（教委総務課）  
 その際、経済的に困窮している家庭への援助が必要になります。自治体によってはネット設置費用や通信料等の補助していますが貴自治体の今後の方針をお聞きます。

（ 家庭内におけるWiFiは、パソコン、スマートフォン、テレビなどの様々な媒体により、様々な用途で、家庭内の誰もが利用できるものであるため、1人1台端末を利用したICT教育に限った部分の通信料等を個別に切り分けて算定することが困難であること等から、現時点において通信料等の補助は考えていません。 ）

⑤ 学校内敷地（校庭等）の除草する際、除草剤ラウンドアップを使用していないか。  
 （教委総務課）

- 現在も使用している。
- 一部使用中。
- 昨年まで使用していたが人体に影響があると判断。現在は全面的にやめている。

特記 （   ）

⑥ 児童・生徒・学生が安心して通学でき、健康で衛生的な生活が保障されるために、学校施設の女子トイレに、生理用品を配置しているか。今後次年度以降も実施予定か。  
 （学務課）

- 全校実施（             ）年から
- 一部のみの実施（             ）から
- 達成率（             ）%（配置女子トイレ数÷全女子トイレ数×100）
- 未実施（             ）年から計画予定
- 未検討
- 検討の結果、保健室で実施

⑦ 性教育は人が健康に、幸せに生きるための学びであるといわれます。（指導課）  
 「包括的性教育」を学校教育の中で重視してください。

- 性教育授業(男子を除く女子のみ授業)
- 性教育授業(男女が一緒に授業を受ける)
- 現在検討の内容（   ）

お忙しいところ、ありがとうございました。  
10/8までのご提出をお願いします。

青森県社保協     FAX017-773-5326   または   Eメール   tugawa@aomin.jp  
 までよろしくをお願いします。

青森県社保協 2022 自治体キャラバン 青森市

日時：11月7日（月）10：25～11：40

場所：柳川庁舎2階会議室

参加者：津川（青森県社保協）、小池、成田、北田、柳谷、對馬、菊池、新谷、村川

開会あいさつ（東青社保協・柳谷副会長）

青森県社会福祉推進協議会では毎年この時期に青森県内の40自治体に対して、社会保障について要望書を提出しています。コロナ禍の中ご対応いただきありがとうございます。本日はよろしく申し上げます。

## 1. 国民健康保険

### ① 子供の均等割について

- 1) 税金の基本は公平負担。担税能力のない18歳未満に課税するのは不公平ではないか。撤廃するのは難しくとも青森市独自で軽減することはできるのではないか。均等割りは国保独自の制度で協会けんぽなどの社会保険にはない。子供2人で年収400万円の場合、保険料の負担金が国保の場合は約51万円/年、社会保険は約23万円/年で倍以上の差がある。全国知事会や市長会による提言や私たちの要望もあって、今年4月から国が重い腰を上げ、6歳未満の均等割りをまず半額にした。私たちは均等割りそのものをなくすべきという考え。日本全国でも31自治体で実現している。青森県では鶴田町は、18歳未満にとどまらず全加入者の均等割半額を実現している。

【回答】

国においては財源の確保に課題があると認識しているが、地方自治体と引き続き協議をしていくとしている。青森市としては今後も様々な機会に国に働き掛けていきたい。

- 2) 国保世帯にアンケート実施したことはあるか？実情は令和3年で92.08%の収納率。3000世帯が国保税を納められていない。短期保険証が318世帯。資格証明書が36世帯。差し押さえも急増しており、今年は約23億円。この払えない実情をどうするか。減免するしかない。青森の中で何ができるかを考えてほしい。皆さんが動かなければ永遠に変わらない。ボトムアップをしなければ青森市の発展はない。

【回答】

お伺いしたご意見を活用していきたい。

- 3) 市町村独自で国保税に手を加えることは認められてないのか？

【回答】

財政調整基金が潤沢にある場合は問題ない。減免に対する減収に対し一般財政から補填するとそれは赤字という捉え方となる。

【再要請】

令和3年からの国保運営計画で厚生労働省通知によると、地域住民による減免申請の場合同一般財源からの繰り入れが認められている。厚生労働省は決算時期の一般財源から補填することをだめだとしている。住民の実情を踏まえて補填するのは認められているはず。通達の読み直しを。

② 国保財政への補填について

- 1) 青森市に補填する財源はないのか。

【回答】

加入者減少による、保険税収入は年々減少している。それに対し1人当たりの医療費は増加している。独自に軽減拡大すれば収支が悪化するため今はできない。基金残高は令和3年末時点で約6億円。

【再質問】

18歳以下の均等割り廃止の財源は？昨年の交渉では約6,000万円くらいと聞いていた。基金残高が6億円あればできるのではないかと思う。一番は市民の暮らしを考えることでは。

- 2) 国民年金の収入のみで生活している方など恒常的に減免対象となるであろう世帯への周知を徹底してほしい。国保44条減免の実績はあるか？

【回答】

令和3年度に1件申請で1件承認。平成26年度に4件申請で2件承認。1か月単位で承認。延長申請があった際に延長している。

【再質問】

1ヶ月の承認では短すぎる。検討してください。

【回答】

事情があったときには3か月の延長も認めている。

2. 介護保険

① 介護保険財政について

- 1) 令和3年度の財政調整金や繰越金、基金の残高は？

【回答】

決算残高約17.3億。うち繰越額は1.8億。

- 2) 第8期では、第7期に比べ第1段階から3段階までの保険料軽減があった。介護保険を利用している市民目線で軽減したのか、その理由は？

【回答】

国の消費税10%増税分に基づき軽減した。あくまでも財源は消費税の増税分。

【再質問】

外的要因で地域住民のためではない？

【回答】

第7期から第8期にかけて介護保険料基準額を据え置いていたためできたこと。仮に、基準額が増えていたとすれば第1段階から第3段階の方も増えていた。

② 令和3年8月の補足給付の見直しの影響について

- 1) 室料や食事代が増えたことで利用者に大きな影響が出ている。青森市独自での負担軽減策を検討してはどうか？無料低額介護老人保健施設（介護医療院）利用事業の適用される事業所をふやしたらどうか？また、社会福祉法人の低所得者におけるサ

ービス利用料軽減制度の推進を。

【回答】

利用者負担軽減制度は青森市でもおこなっている。ホームページで周知。実績については後程報告する。

【再質問】

利用者から補足給付が引き上げられたことについて相談はないのか？

【回答】

2年目ということもあっても問い合わせや相談はない。

【再質問】

無料低額介護老人保健施設利用事業を申請するのに青森市ではハードルが高いのか？

【回答】

手続き等について事業者からの問い合わせはなかった。詳しい手続き等について整備していく。

### 3. 子育て支援

#### ① 高校生までの医療費無料化について

- 1) 高校生まで医療費無料化を実施しているのは全国 1741 自治体中約 4 割。中学校までは 58%。青森市は遅れている地方団体となっている。高校生まで医療費無料を実施している青森県内の自治体は約半数。弘前市は所得制限なし。黒石市で委員会付託。むつ市も検討。それに対し青森市は所得制限あり。川崎市の問題がある（無料化を実施している周辺自治体に住民が引っ越し、人口減少が進んだ）。実際にかかっている年間の医療費は 1 歳から 6 歳までが 22 万円程度、高校生は 7 万円程度と 1/4 程度。

【回答】

無料化実施のためには、新たな財源が必要となる。全国市長会、全国知事会を通じて国に全国一律の制度創設を要望している。10月に青森県へも要望している。

【再質問】

高校生は何人いてどのくらいの財源が必要となるのか？

【回答】

積算に必要な年齢別の割合、医療機関を受診する割合、社会保険のデータがないので積算は困難であるが、令和 3 年度の中学生に対し医療費助成を行った前提での試算では、所得制限ありで約 1 億円と見込んでいる。

【再質問】

青森県内のほか他自治体は試算している。青森市は人数が多いから試算できないのか？

【回答】

令和 4 年 4 月 1 日の 0 歳から 18 歳までの人口は 37,994 人。

【再要請】

年代別のデータがある。難しい話ではない。計算してください。喫緊の課題である。

親からの意見では高校まで通うのは当たり前になってきており、医療費の高校生までの無料化を希望する声が聞かれている。毎年、交渉で試算をお願いしているが回答が出ていない。前向きな検討をお願いしたい。

② 就学支援制度について

1) 学用品支給の支給月を3月からさらに前倒しできないか？

【回答】

今現在3月中旬から下旬に支給しているが、新小1、新中1の認定処理と、在校生の認定処理と並行して行っている。限られた人材で行っている。23年1月に臨時職員を採用し対応する予定。

【再要請】

数年前は7月支給であったものが、交渉を経て5月、3月となり努力されていることが伺える。学生服は高い。7万円もする。1月に支給されれば理想。せめて2月支給をお願いしたい。

③ 生理用品の学校トイレ設置について

1) トイレに行って初めて生理になったことを知ることもある。それをわざわざ保健室にいかねばならないのは女性にとっては非常に困ること。トイレの水洗化も児童の実情を踏まえて実施されている。保健室とトイレの両方に置くことはできないのか？柔軟に対応してほしい。

【回答】

子供たちの状況把握しながら配布できるよう保健室に準備している。今後の世論を踏まえ、ただ置くだけではなく、使い方、教育なども含め考えていきたい。

【再要請】

六ヶ所市の市内のトイレ内に生理用品があっぴびっくりした。子供たちが大事にされていると実感することで、健やかな成長につながる。柔軟で前向きな対応をお願いしたい。

※上記以外の項目については、再要求として提出することを確認。

文責：

東青社保協 事務局次長 菊池